

JASSO 「貸与奨学金継続願」準備用紙

■ 手続きの流れ

(1) スカラネット・パーソナル（以下「スカラ PS」）で「貸与額通知」の内容を確認します。

現在の貸与額や貸与予定総額が確認できます。人的保証の方は、連帯保証人・保証人にも内容を確認してもらってください。

※ スカラ PS をまだ登録していない場合は、すみやかに登録をしてください。

スカラ PS の登録は JASSO ホームページへ
ホーム >> 奨学金 >> その他お役立ち情報 >> スカラネット・パーソナル
>> 登録方法・変更



申込時や進学届入力時のサイトとは異なります。まずは新規登録をしてください。



※ 登録に必要な「奨学生番号」は、採用時に交付された奨学生証等で確認してください。

(2) 「奨学金継続願」を入力するための準備をします。

入力中、一つの画面で 30 分以上経過した場合はタイムアウトとなり、最初から入力することになります。あらかじめ 2 ページの概要を読んだうえで、3～6 ページに回答内容を記入しましょう。

(3) スカラ PS の「奨学金継続願提出画面」から入力します。

(1) 「スカラ PS の登録は JASSO ホームページへ」のページからスカラ PS へログインし、「奨学金継続願提出画面」から入力してください。

《 奨学金継続願の入力期間 》

入 力 期 間	20 年 月 日 ～ 20 年 月 日 ※ 土日祝日（12 月 29 日～1 月 3 日を除く）も入力できます。
入 力 時 間	8 : 00 ～ 25 : 00

入力期間は、学校へ確認のうえ、記入しましょう。



⚠ 必ず学校の定めた期間内に入力してください。

- ◆ 次年度も継続して貸与を希望することについて、毎年 1 回願い出る必要があります。
- ◆ 併用貸与者はそれぞれの奨学生番号で入力が必要です。

未提出者は廃止!! 入力が確認できない場合、2026 年 4 月から貸与奨学生としての資格を失います。

※ ポップアップブロックを設定していると、奨学金継続願提出画面が開かない場合があります。

※ インターネット環境や推奨環境を満たす端末が利用できない方は、早めに学校へ相談してください。

《 推 奨 環 境 》

推奨環境以外の場合、「識別番号が違います」というエラーが出ることがあります。

OS : Windows 11、iOS 16 以上、iPadOS 16 以上、Android 12 以上

ブラウザ : Microsoft Edge、iOS 版 Mobile Safari、Android 版 Google Chrome

※ Android は Google Chrome、iOS は Safari にのみ対応しています。

※ OS : Mac 系、ブラウザ : Firefox や PC 版 Google Chrome 等、上記以外の環境下においては動作保証していません。

■ 貸与額の見直しについて

現在借りている月額が本当に必要な金額かを確認してください。

借り過ぎ防止や計画的な返還のために、卒業後の生活設計等を見据えてご自身の経済状況を振り返りましょう。支出に比べて収入が一定額以上多いときには、辞退や貸与月額の見直し（減額）等も含めて検討してください。

※ 借りた奨学金は貸与終了後に返還する義務があります。

◎ 返還額がいくらになるのか知りたい場合は・・・

JASSO ホームページでは、借りる金額や月数等を入力することで、月々の返還額がシミュレーションできます。

「奨学金貸与・返還シミュレーション」



◎ 辞退や貸与月額を変更したい場合は・・・

・辞退：「奨学金継続願」の入力で、2026 年4月分からの辞退手続きが可能です。

・月額変更：JASSO ホームページで受付方法のご案内を掲載しています。

ホーム >> 奨学金 >> 在学中の手続き >> 在学中の各種変更等の届出・願出 >> 月額変更

※ 第二種奨学金の減額は、スカラ PS から申請が可能です。



■ 適格認定について

あなたが「奨学金継続願」を入力すると、学校は以下の3つの要素に基づいて、奨学金貸与の継続可否等を下表の区分に応じて判断します。

学業不振等の場合には、奨学金の交付が廃止（打ち切り）又は停止（中断）となりますので、奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

（1）人物

生活全般を通じて態度・行動が貸与奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還義務が伴うことを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること

（2）学業

修業年限で確実に卒業（修了）できる見込みがあること

（卒業（修了）延期が確定した者又は卒業（修了）延期の可能性が極めて高い者等は原則「廃止」です。）

（3）経済状況

修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること

認定区分	処置（どうなるか）	4月以降の振込み
廃止	・ 貸与奨学金の交付を取り止めます。 （奨学生の資格を失います。） ※ 貸与奨学金の返還開始の手続きが必要です。	振り込まれません。
停止	・ 貸与奨学金の交付を停止します。 （1 年以内で学校長が定める期間） ※ 学業成績が回復した場合は、貸与奨学金の交付を「復活」できることがあります。 貸与奨学金の交付再開を希望する旨を学校へ申し出る必要があります。	
警告	・ 貸与奨学金の交付は継続します。 ・ 学業成績が回復しない場合は、「廃止」又は「停止」となることがあります。	振り込まれます。 2026年4月分の交付日は、4月21日（火）です。振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください。
継続	・ 貸与奨学金の交付を継続します。	

・ 卒業（修了）延期が確定しているにも関わらず「廃止」又は「停止」と認定されていないことが判明した場合等には、認定時に遡って「廃止」又は「停止」に処置を変更します。その場合は、遡った期間に振り込まれた貸与奨学金のすみやかな返金が必要です。

・ 「処置通知」は、4月の振込日以降に学校を通じて交付します（「継続」は交付されません）。

Aー奨学金継続願について

「奨学金継続願」は、次年度の奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。
この願出の記入内容と、平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が奨学金継続の可否等を判断します。
願出を提出しても必ず継続して貸与されるとは限りません。

Bー誓約欄

日本学生支援機構理事長 殿

奨学金継続願の提出にあたっては、正しく記入することを誓約します。

西暦 年 月 日 氏名 (全角カナ) 姓 (15文字以内) 名 (15文字以内)
半角数字
生年月日 (西暦) 年 月 日生 半角数字

正しく生年月日を入力してもエラーとなる場合は、学校に確認してください。

Cーあなたの個人情報

あなたの個人情報と貸与明細が表示されますので、確認してください。

Dー奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの奨学金の振込みを希望しますか。

- ☐ 奨学金の継続を希望します ☐ 奨学金の継続を希望しません

「継続を希望しません」を選択した場合、**貸与奨学生としての身分は終了し、4月以降振り込まれません。**

Eーあなたの返還誓約書情報

登録済みの返還誓約書情報が表示されますので、確認してください。

あなたは自身の住所、電話番号を変更しましたか。

- ☐ はい ☐ いいえ

あなたは自身の住所等に変更がある場合には、下の「住所を変更する」ボタンを押して変更後の住所等を入力してください。

それ以外の情報に変更がある場合には、学校に届出てください。

あなた自身の住所又は電話番号のいずれか一方のみを変更・訂正する場合でも、両方入力が必要です。

【人的保証選択者】 次の内容が表示されます。

- あなた自身の情報 (住所・電話番号・携帯電話番号)
- 連帯保証人の情報 (漢字/カナ氏名・生年月日・続柄・住民票の住所・電話番号・携帯電話番号・勤務先)
- 保証人の情報 (漢字/カナ氏名・生年月日・続柄・住民票の住所・電話番号・携帯電話番号・勤務先)

【機関保証選択者】 次の内容が表示されます。

- あなた自身の情報 (住所・電話番号・携帯電話番号)
- 連絡先の情報 (漢字/カナ氏名・生年月日・続柄・住所・電話番号・携帯電話番号)

表示された内容に変更がある場合は、学校に届出てください。

※ 下線部のみの変更は不要です。
※ 保証制度は **10月末時点の情報**が表示されます。

Fー返還の義務

- ☐ 返還の義務を自覚している
☐ 返還の義務を自覚していない

この項目について承知していない、もしくは理解していない場合は手続きを先に進めることができません。

返還が必要なことや処置については、1ページに記載されています。必ず読んでから選択しましょう。

Gー学業不振の場合の処置

- ☐ 学業不振の場合の処置について理解している
☐ 学業不振の場合の処置について理解していない

Hー経済状況

1. 学生生活費の状況など、経済状況は奨学金申込時または前回の継続願提出時と比較して変わりましたか。あてはまるものを一つ選択してください。

- ☐ (1) 好転した ☐ (2) ほぼ変わらない ☐ (3) 苦しくなった

2. あなたは現在家族と同居していますか。

- ☐ (1) はい
☐ (2) いいえ

途中で同居の有無が変更になった場合は、入力当日時点の状況で選択してください。
回答によって「4.」の画面表示が異なります。この回答で通学形態は変更されません。

3. あなたの **2024 年 12 月（2025 年 4 月入学者は 2025 年 4 月）から 2025 年 11 月** の収入に関する金額を記入してください。（5 ページ中段「計算のポイント」も参照してください。）

※ 収入及び支出の種類別に記入し、二重計上しないよう気をつけてください。（1 万円未満切り捨て）

収入の種類	百 万	十 万	万		注 意 事 項
1) アルバイト等収入 (定職収入含む)				万円	
2) 配偶者の定職収入 (定職収入のある配偶者がいる場合に記入)				万円	
3) 日本学生支援機構の奨学金(自動表示) ※ 併用貸与者は第一種奨学金と第二種奨学金の合計が表示されます。また授業料後払い制度にかかる生活費奨学金及び授業料支援金も表示されます。				万円	以下の奨学金は自動表示に含まれていません。2024 年 12 月から 2025 年 11 月に振込まれた金額をご自分で確認し、6)「その他」に含めてください。 ・ 第一種奨学金とあわせて振り込まれた「入学時特別増額貸与奨学金」 ※ 第二種奨学金とあわせて「入学時特別増額貸与奨学金」が振り込まれた場合は自動表示に含まれます。 ・ 緊急採用（第一種）奨学金・緊急特別無利子貸与型奨学金 ・ 辞退した奨学金（併用貸与であったがいずれかを辞退した場合） ・ 海外留学支援制度（給付型）の奨学金 ・ 官民協働海外留学支援制度（給付型）の奨学金
4) 日本学生支援機構以外の奨学金				万円	大学・地方公共団体・民間団体等からの奨学金を含めます。
5) 父母等からの給付				万円	父母等が支払った授業料や家庭からの仕送りを含めます。 (2024 年 4 月入学者は、入学前に支払った授業料等や入学金も含みます。)
6) その他（貯蓄等の取崩額・臨時収入等）				万円	3. 3) の「注意事項」に記載の奨学金も、こちらに含めます。
収入合計 (自動表示) ★				万円	分類に迷う収入は、1)～6) の中で最も近いと思う種類に含めてください。

4. あなたの **2024 年 12 月（2025 年 4 月入学者は 2025 年 4 月）から 2025 年 11 月** の支出に関する金額を記入してください。（5 ページ中段「計算のポイント」も参照してください。）

※ 収入及び支出の種類別に記入し、二重計上しないよう気をつけてください。（1 万円未満切り捨て）

※ H - 2. の回答によって、画面表示が異なります。①②どちらかのみを記入してください。

① H - 2 で「(1)はい」(家族と同居している)を選択した場合

家族と同居していない期間がある場合、水道光熱費は「4) 通信費」に、家賃は「5) その他」に含めてください。

支出の種類	百 万	十 万	万		注 意 事 項
1) 学費 (授業料・施設費等の学校納付金等を含む)				万円	【含めるもの】 授業料（授業料後払い制度にかかる授業料支援金のうち、保証料を除く授業料相当額）・施設費、施設設備費、実験実習費、後援会費、保険料、留学費用等 ・ 2025 年 4 月入学者は、授業料等や入学金を入学前に支払った場合、授業料等は「1) 学費」、入学金は「5) その他」に含めます。 ・ 授業料等が減免されている方は、減免後の金額（全額免除されている方は「0」）を記入します。
2) 修学費 (教科書・図書費・文具購入費・課外活動費・通学費等を含む)				万円	【含めるもの】 教科書・図書費・文具購入費・課外活動費・実習旅行費・通学費・部活動やサークル活動費・駐輪場等
3) 食費（外食費用）				万円	・ 外食時の費用を含めます。 ※ あなたの収入 5. 1) に家庭が負担した食費を含めた場合は、その金額も含めます。
4) 通信費（携帯電話等の通信費を含む）				万円	【含めるもの】 携帯電話等の通信費用・インターネット費用等
5) その他（医療費・娯楽・し好費等）				万円	【含めるもの】 医療費・娯楽費・間食代・理容美容代・自動車学校の講習費・社会保険料等
6) 機関保証制度の保証料（自動表示）				万円	保証料の合計が自動表示されます。 ※ 人的保証制度を選択している方は「0.00」と表示されます。
支出合計 (自動表示) ☆				万円	分類に迷う支出は、1)～6) の中で最も近いと思う種類に含めてください。

4 / 6 画面 - 3

計算のポイント ※ 収入・支出の入力は月額ではありません。1年分（2025年4月入学者は8ヶ月分）を計算します。

【収入・支出 記入（入力時）の注意点】 下記のように入力をした場合、次の画面に進むことができません。

- 5 / 6 画面

[illegible]

6 / 6 画面

内容確認／送信

